# 令和3年余市町議会第6回臨時会会議録(第1号)

開 会 午前10時00分 閉 会 午前11時14分

### 〇招 集 年 月 日

令和3年11月19日(金曜日)

## 〇招集の場所

余市町議事堂

### 〇開 会

令和3年11月19日(金曜日)午前10時

### O出 席 議 員 (17名)

余市町議会議長 3番 中 井 寿夫 余市町議会副議長 17番 土 屋 美奈子 余市町議会議員 野 呂 栄 1番 豊 IJ 2番 吉 田 IJ 4番 藤 野 博 IJ 5番 内 博 海 庄 龍 IJ 6番 巖 8番 白 Ш 栄美子 IJ 9番 寺 田 進 IJ IJ 10番 彫 谷 吉 英 11番 茅 根 英 昭 IJ 藤 哉 IJ 12番 近 徹 IJ 13番 安 久 莊一郎 大 物 翔 14番 IJ IJ 15番 中 谷 栄 利 IJ 16番 Щ 本 正 行

18番

岸

本 好

## **〇欠 席 議 員** (0名)

# 〇出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔 副 町 長 細 山 俊 樹 総 務 部 長 須 貝 達 哉 務 課 長 増 総 田 豊 実 亨 画 策 課 長 部 弘 企 政 呵 地域協働推進課長 北 島 貴 光 財 政 髙 橋 伸 明 課 長 税 務 課 長 紺 谷 友 之 民 生 部 長 上 村 友 成 福 祉 課 中 島 長 紀 孝 子育て・健康推進課長 芹 Ш かおり 険 中 豊 保 課 長 島 環 境 対 策 課 長 成 田 文 明 経 済 部 長 渡 辺 郁 尚 農 林 水 課 長 奈 良 論 産 工 観 光 長 端 良 平 商 課 橋 建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹 建 設 課 篠 原 道 憲 まちづくり計画課長 庄 木 淳 水 道 課 下 長 樋 П 正 人 道 課 長 照 井 明 水 芳 会計管理者 (併) 会計課長 秋 元 直 人 農業委員会事務局長 濱 Ш 龍 教育委員会教育長 前 坂 伸 也 育 部 村 教 長 中 利 美 校 教 育 課 長 髙 田 幸 樹 会 教 課 野 社 育 長 浅 敏 昭

且

選挙管理委員会事務局長 (併) 監查委員事務局長

石 川 智 子

第13 議員の派遣について

### ○事務局職員出席者

 事 務 局 長 羽 生 満 広

 主 任 細 川 雄 哉

 書 ホ 休 宥 斗

### 〇議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定 議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第6号)
- 第 4 議案第 2号 余市町手数料徴収条 例の一部を改正する条例案
- 第 5 認定第 1号 令和2年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 2号 令和2年度余市町介 護保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 第 7 認定第 3号 令和2年度余市町国 民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について
- 第 8 認定第 4号 令和2年度余市町後 期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について
- 第 9 認定第 5号 令和2年度余市町公 共下水道特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第10 報告第 1号 令和2年度余市町営 住宅敷金基金運用状況報告について
- 第11 報告第 2号 令和2年度余市町災 害見舞金基金運用状況報告について
- 第12 議案の訂正について

(令和3年余市町議会第3回定例会 付託 認定第1号 令和2年度余市

### 開 会 午前10時00分

町水道事業会計決算認定について)

〇議長(中井寿夫君) ただいまから令和3年余 市町議会第6回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立 いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案2件、報告2件、認定5件、議案の訂正について、議員の派遣について、他に議長の諸般報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号2番、吉田議員、議席番号4番、藤野議員、議席番号5番、内海議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を 議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

〇8番(白川栄美子君) 令和3年余市町議会第 6回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員 会室におきまして議会運営委員会が開催されまし たので、その審議経過並びに結果につきまして私 からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山 副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席があ りましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案2件、報告2件、認定5件、議案の訂正について、議員の派遣について、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしま したことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、 省略させていただきます。

さらに、内容につきまして、ご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 令和3年度余市町一般 会計補正予算(第6号)につきましては、即決に てご審議いただくことに決しました。

日程第4、議案第2号 余市町手数料徴収条例 の一部を改正する条例案につきましては、即決に てご審議いただくことに決しました。

日程第5、認定第1号 令和2年度余市町一般 会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定 第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計歳入 歳出決算認定について、日程第7、認定第3号 令 和2年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について、日程第8、認定第4号 令和2 年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について、日程第9、認定第5号 令和2年 度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定に ついて、以上5件につきましては、それぞれ関連 がありますので、一括上程の上、議長と議会選出 の監査委員を除く議員15名で構成する令和2年度 余市町各会計決算特別委員会を設置し、閉会中と いえども審査、調査のできることを付け加え、付 託するとともに、当該特別委員会に対しましては、 審査、調査の円滑化を図るため地方自治法第98条 の規定による書類の検閲並びに検査の権限を付与 することに決しました。

日程第10、報告第1号 令和2年度余市町営住 宅敷金基金運用状況報告についてにつきまして は、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、報告第2号 令和2年度余市町災害 見舞金基金運用状況報告についてにつきまして は、即決にてご審議いただくことに決しました。 日程第12、議案の訂正について(令和3年余市 町議会第3回定例会付託 認定第1号 令和2年 度余市町水道事業会計決算認定について)につき ましては、即決にてご審議いただくことに決しま した。

日程第13、議員の派遣についてにつきましては、 即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(中井寿夫君) ただいま委員長から報告 のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項 の規定により説明員として通知のありました者は お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願 います。

また、ただいま出席している以外の説明員につきましては、自席にて待機願っておりますので、 ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 次に、諸般の報告をいた します。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご

了承願います。

次に、例年行われている後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する中央要望活動が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止に伴い、お手元に配付の要望書を関係機関に送付した旨、通知がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、11月9日、ニセコ町において後志町村議会議長会臨時総会が開催され、本年度の事業未実施による負担金の返還について承認し、終了いたしたことをご報告申し上げます。

なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般報告を終わります。

〇議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○財政課長(高橋伸明君)** ただいま上程されました議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正 予算(第6号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、灯油価格の高騰により家計負担の増している 社会的支援の必要な方に灯油購入費の一部を助成する経費と新型コロナウイルスワクチンの3回目 接種に係る追加経費の補正計上でございます。

また、歳入につきましては、国庫支出金、諸収 入に求め、歳出との均衡を図ったものでございま す。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予 算(第6号)。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,730万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,198万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月19日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額922万4,000円につきましては、福祉灯油助成に係る経費の補正計上でございます。福祉灯油助成につきましては、これまで3款民生費に予算を計上し、実施してまいりましたが、低所得者への生活支援という事業趣旨が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の該当となることから、今年度につきましては本目に計上し、実施するものであります。内訳でございますが、1節報酬99万円、3節職員手当110万4,000円、4節共済費16万2,000円、8節旅費1万4,000円、11節役務費13万4,000円、19節扶助費682万円の計上でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目予防費、補 正額5,739万6,000円につきましては、新型コロナ ウイルスワクチン接種に係る経費の補正計上でご ざいます。内訳でございますが、1 節報酬234万 2,000円、3 節職員手当200万円、4 節共済費36万 7,000円、8 節旅費 5 万1,000円、10節需用費265万 3,000円、11節役務費174万1,000円、12節委託料 4,824万2,000円の補正計上でございます。

7目保健健康推進費、補正額68万5,000円、12節 委託料68万5,000円につきましては、新型コロナウ イルスワクチン接種に係る健康管理システム改修 委託料の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。 1ページをお開き願います。下段でございます。 2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、補正額3,036万3,000円、1 節保健衛生費国庫負担金3,036万3,000円につきま しては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費 負担金の計上でございます。

次のページをお開き願います。15款国庫支出金、 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額 922万4,000円、1節総務費国庫補助金922万 4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染 症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額1,771万8,000円、 1節保健衛生費国庫補助金1,771万8,000円につき ましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業費補助金の計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額1,000万円、1節雑入1,000万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業町村負担の計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

**O14番(大物 翔君)** 大きく2つ聞きます。1 つはワクチンの話、1 つは福祉灯油の話でございます。

まず、ワクチンのほうから聞いていくのですけれども、これはいわゆる3回目というやつを念頭に置いた話かと思うのですけれども、まだ全体像というものがはっきりしていない部分も多々あるとは思うのです。おおむね8か月以上たった人というのが順次対象になっていくというのが何となく報道で聞かれているところなのですけれども、まだはっきり分かっていない部分はあると思うのだけれども、これをやった上で予約体制を構築していくときにどういうふうにしていこうと今のと

ころ考えていらっしゃるのかなと。というのも、 前回の予約制度、よかった面もあるけれども、まずかった面もやっぱり私はあったと思っているのです。特に予約がどうしても集中してしまうと。ただ、今回これの場合は少なくとも2回目接種してから一定期間たった人でなければ打っては駄目だよという形になっているから、例えば自分できなりしてもらう方式にするのか、こちらから、あなた、いついつ以降予約対象になるので、どうですかというふうに促していって、いきなり予約が殺到しない仕組みをつくっていくということもまた一方で大切な問題になってくると考えるのですけれども、この先にあるものとして、それをどういうふうに考えていらっしゃるのか。

2つ目として、福祉灯油のほうなのですけれど も、地方創生の交付金の関係でこっちで今回やる よという話、説明ありました。その一方で、灯油 価格の高騰ということで福祉灯油があるというお 話でした。ただ、道がやっている事業の福祉灯油 と俗に言われているものというのは、灯油を買う ためだけの予算措置では本来ないはずなのです。 防寒着だとか、冬を乗り越えるために必要な支援 というのが総合的な名目だったはずなのです。だ から、そういう意味では灯油だけにとらわれた考 え方というのも、また少し変えてあげる必要が今 後出てくるのではないかなというのが1つ。

さらに、その中で予算の話になってくるのですけれども、今回地方創生臨時交付金のほうでというお話でした。一方でガソリン価格等々の高騰で、まだはっきりと決まってはいないでしょうけれども、価格上昇の抑制等々の関係もあって、特別交付金の話もまた別に出ていたかと思うのです。それというのは、いわゆる福祉灯油的な部分にも使っていけるものなのかどうか。今分かっている段階で構わないので、お願いいたします。

〇子育で・健康推進課長(芹川かおり君) 14番、 大物議員のご質問にご答弁申し上げます。 新型コロナワクチンの追加接種の部分でございます。予約体制の構築についてという質問についてでございますけれども、今回予約につきましては、電話、ウェブ等の予約を考えてございます。接種券の発送につきましては、2回目の接種完了後8か月以上経過した方々に順次接種券を発送するという形を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

前回、1回目、2回目の接種の部分におきましては、電話の予約の部分、またウェブの枠の部分が若干比率のところで電話に集中するような形となっておりましたことから、今回につきましては電話対応のほうもスムーズに行えるように体制のほうを整えてまいりたいというふうに考えてございます。

〇福祉課長(中島紀孝君) 14番、大物議員のご 質問にご答弁申し上げます。

冬を乗り越える支援ということでございますけれども、変動する灯油価格に係る助成として対応したいと考えてございますので、ご理解願います。

○財政課長(髙橋伸明君) 14番、大物議員の3点目の質問、国、道等のその他の支援の部分でございますが、その部分につきましては現状ではまだ正式なもの、私どものほうに参っておりませんので、そういった動きを注視しながら検討してまいりたいと思っております。

**O14番(大物 翔君)** ワクチンのことは分かりました。引き続き、無理のない形でどうか進めていってください。

福祉灯油のほうなのですけれども、確かに一番ネックになるのが灯油価格であることは疑いようがないと思うのです。何せこの北海道ですから。 火たかなければ死んでしまいますから。そのとおりなのだけれども、ただ一方で特にここの夏以降頃から顕著になってきているのが、生活資材一式、ありとあらゆるものの値上げが続いているわけなのです。これは、輸入物価が上がっているとか、 いろいろな事情があるからなのですけれども、た だ一方で特にこの福祉灯油の対象になってくる方 の収入状況はどうなっているかといえば、収入に 対して支出が追いつかなくなってきているはずな のです。それに連動して、例えば年金がどんと増 えるわけでもないし、例えば生活保護などの扶助 費が上がっていくわけでもないわけではないです か。されども、こういう生きていくために必要な ものの資材費は上がっていくと。確かにこの何か 月間かの石油関係の値上がり方って尋常ではない のですけれども、ただこれが起きたから今回福祉 灯油だよということなのだけれども、ただ窮乏し ている状態というのはそれ以前からあったわけで はないですか。そういうことを捉まえていけば、 今は要綱をつくって内部で基準を決めてやってい らっしゃるとは思うのですけれども、果たしてそ れだけでいいのかということも今後出てくるので はないかと思うのです。そう考えていけば、さら なる要件の見直しも含めて考えていくべきではな いかと考えますが、いかがでしょうか。

〇福祉課長(中島紀孝君) 14番、大物議員の再 度のご質問にご答弁申し上げます。

福祉灯油助成事業につきましては、独居高齢者 世帯、重度障害者世帯、ひとり親世帯の方に対し まして福祉灯油助成事業を行っておりますので、 この福祉灯油助成につきまして助成を進めてまい りたいと思っております。

(何事か声あり)

〇議長(中井寿夫君) もう一度お願いします。 〇福祉課長(中島紀孝君) 福祉灯油助成事業に つきましては、独居高齢者世帯、重度障害者世帯、 ひとり親世帯の方に生活の安定と福祉の増進を図 ることを目的として実施しておりますので、ご理 解願いたいと思います。

**O14番(大物 翔君)** それは、承知しております。

だから、もう少し手を広げてあげたほうがいい

のではないですかということを私は質問させてい ただいているのです。そこについては、どうです か。

〇福祉課長(中島紀孝君) 14番、大物議員の再 度のご質問にご答弁申し上げます。

生活扶助に関しましては、広く動向を見て検討 してまいりたいと考えておりますので、ご理解願 います。

O15番(中谷栄利君) 福祉灯油の問題について 質問させていただきます。

今回新型コロナウイルス対策事業費として、低 所得者対策として行うものということになってお りますが、これまで福祉灯油については道の冬を 快適に過ごす、たしか条例だったと思いますが、 僅かな道の予算でありますが、それに上乗せして、 同じく灯油に困窮する人たちに、冬をしのぐため にもそういった助成を町として上乗せして実施し てきた、これまでの経過だと思います。

そこで、2点ほどお尋ねしますが、まず今回この新型コロナウイルス対策事業費ということになっておりますが、今終息に向けて鋭意努力されて、今後いろいろな医薬品が進んでいく中で、できればいつまでもこんなウィズコロナということではなく、そういった終息に向かっていただきたいと思っていますが、いずれそういうふうになったときにこの事業費に変えたということに対して、また元のものに戻すのか、そういったことについての予算のつけ方について考え方がいかがなものかと思っていますが、そこがまず1点。

それから、2点目として、道の事業費、関係がありますから、道の予算、それに上乗せしてこれまでやってきたものだと思っております。その関係がどうなるかということと、基準額が超えているという話がありました。実施要綱等をもらいましたが、それに基準額が記載されておりません。基準額の見直しを求めて、これまで一般質問も行ってきておりますが、現在基準額が幾らになって

いるか、それが今日の情勢と照らしてどうなって いるのか、大きく分けてその2点について質問い たします。

**○財政課長(髙橋伸明君)** 15番、中谷議員のご 質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の予算の関係でございますが、先ほど提案説明の中で申し上げましたとおり、今年度についてのみ新型コロナウイルスの事業と事業趣旨が合致する部分がございますので、そういった意味で交付金を活用して事業を実施したいというふうに提案をさせていただいたところであります。

今後につきましては、その都度、その都度有利な財源を模索した中で、必要な場合には予算を計上してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

**〇福祉課長(中島紀孝君)** 15番、中谷議員の質問にご答弁申し上げます。

基準額につきましては、昨年度実施の基準の見直しを行ってございます。実施の基準につきましては、前年度の灯油需要期11月1日から3月末までにおける灯油の単価契約の平均単価、または前年度までの過去5年間における灯油需要期における平均単価を求めまして、いずれかの高い価格を実施基準価格の基礎価格としてございます。

その次に、前年度の北海道の消費者物価指数と 前々年度の北海道の消費者物価指数の伸び率を求 めまして、先ほど求めました価格に乗じまして基 準価格とさせていただいてございます。

当該年度の基準日11月1日現在の余市町における単価契約基準日における単価が先ほどの基準価格を上回った場合、また過去10年間で福祉灯油を実施した基準日11月1日における灯油価格の平均価格を上回った場合に実施することとなっておりまして、先ほど求めました価格が平均価格といたしまして84.9円、それから過去10年間で実施しました価格が96.14円となってございます。11月1

日現在の余市町の価格が107.8円となっておりますので、金額を上回っておりますので、実施するということとしております。

○15番(中谷栄利君) まず、予算の枠づけにつ いての考え方ですが、財源措置の考え方が合致す るから、今年度に限って新型コロナウイルス対策 事業費としてやるというふうになっております。 しかし、そういった財源がなければ、いずれなく なるものだと思っておりますが、そのたびにいろ いろ福祉灯油の予算づけ、考え方、実施の基準、 そこまで基準は変わらないと思いますけれども、 福祉灯油としての在り方について、予算の目が変 わるということはあまり好ましくないのではない かなと私は思います。まして北海道で、この間住 民運動として冬を快適に過ごす道条例について北 海道の予算が少な過ぎると声を上げて、それをさ らに取組を進めている中で、全道いろいろな町村 がやはりいろいろな状況で福祉灯油を通年実施し ているところもありますし、本町の場合のように 基準額設置して実施要綱を持って実施するという ことになっているところもあります。

しかし、いずれにしても冬を快適に過ごすためのそういった措置をきちんと住民に対して行政として責任を持って行うという考え方の下ですから、その考え方がコロナ対策で適切な事業費が充当できるからといって、それがいろいろ変わるというのはよろしくないのではないかなと思っていますが、いかがですか。

**〇町長(齊藤啓輔君)** 15番、中谷議員の質問に 答弁させていただきたいと思います。

我々のスタッフの話、聞かれていたでしょうか。 福祉灯油というのは、基準があって、それを超え たからやるというわけで、予算をその都度、我々 予算を預かる身としては、有利な予算をその都度 考えながらやるというのは当然の話であって、そ こに何ら問題はないと思うのですけれども、何を 質問されたいのか全く理解できないのですが、先 ほどの我々の課長以上の答弁は特にありません。

O15番(中谷栄利君) 冬の厳寒期に生活を快適に過ごすためにつくられてきた条例の精神を今日に生かすために、そういった考え方の下に実施すべきではないかということを言っています。その考えが分からなければ、行政として責任問題ではないですか。そのことを十分捉まえて住民の福祉向上に努める、それが福祉灯油の理念ではないでしょうか。その理念を貧困対策とか基準額を設けているかとか、そういったことではなく、その理念を取り払うような考え方は許されないと思います。

O町長(齊藤啓輔君) 15番、中谷議員のコメントに答弁させていただきますが、我々は住民の快適な暮らしを守るという理念をもちろん重視していますし、それを取り払うようなことはやっていないということは申し添えておきます。

**○6番(庄 巌龍君)** 福祉灯油につきましてですけれども、こちらのほうはあくまで告知はしますけれども、申請をされた方に支給されるという考え方でよろしいでしょうか。

〇福祉課長(中島紀孝君) 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げます。

福祉灯油につきましては、あくまでも申請をされた方について支給するものでございます。

O6番(庄 巖龍君) 以前、私民生環境常任委員会のほうに在籍していたときに、前年度とその年の福祉灯油の出す金額と世帯数を見たときに、世帯数が上回っているにもかかわらず、福祉灯油を申請される方が少なかった。とある当時同じ在籍していた委員が、それはおかしいのでないかという話をされたのですけれども、私もいろいろな方々の話を聞いたら、やっぱりこういったことについては自助、共助、公助という考え方の下に立った上で、やっぱりお年寄りとかある程度の方も、息子さん夫婦だとかと一緒に住んでいる方とかは、暖かいところで息子とか娘と一緒に住んでい

るから、少量かもしれないけれども、そういった 灯油は自分たちの孫だとか子供だとかにそういっ た意味では負の遺産を残すことになるから、十分 暖かく生活できるからいいのだよという、そうい う考え方の方もいらっしゃったのです。だから、 そういった意味で減っていっている。だから、あ くまでそういった自助と共助、公助という考え方 からいくと、その福祉灯油というものもそういっ た観点からも申請者が少なくなってきているとい うのも現実にあったということを踏まえた上で、 何か答弁あれば、できれば町長あたりから一言い ただければと思います。

**〇町長(齊藤啓輔君)** 6番、庄議員の質問に答 弁させていただきたいと思います。

福祉灯油に関しては、もちろん極めて技術的な問題でありまして、先ほど課長が答弁したように、これまで基準額に基づいて、それを今年は上回っているから支出するというようなものでございます。それを使うか使わないかは庄議員のおっしゃるとおりでございますが、我々としてはそういう制度を持っていますし、それを今年も発動するわけですから、もちろんもし活用したい町民がいましたら、快適に冬を過ごしてもらうと、安全に冬を乗り切ってもらうような理念をもちろん持ちながら、あとは個人のご判断になるのではないかなというふうには考えます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を 省略することに決しました。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度余市町一般会 計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決され ました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第4、議案第2号 余 市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○まちづくり計画課長(庄木淳一君)** ただいま 上程されました議案第2号 余市町手数料徴収条 例の一部を改正する条例案につきまして、提案理 由をご説明申し上げます。

本町は、限定特定行政庁として木造2階建て住 宅等の小規模建築物に関する建築確認事務を執り 行っていることから、長期優良住宅建築等計画の 認定及び低炭素建築物新築等計画の認定について も町が認定に係る事務を行っております。

令和3年5月28日、法律第48号として住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、施行期日は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、令和3年10月4日、政令第281号にて令和4年2月20日から施行することとなりましたことから、認定等に係る手数料を徴収すべく条例を改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。 議案第2号 余市町手数料徴収条例の一部を改 正する条例案。

余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例を 次のとおり制定する。

令和3年11月19日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町手数料徴 収条例の一部を改正する条例。

余市町手数料徴収条例(平成12年余市町条例第 3号)の一部を次のように改正する。

別表36の項金額の欄第1号ア中「第5条第1項 に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係 る技術的審査(以下「評価機関審査」という。)」 を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期 使用構造等であるかどうかの確認(以下「長期使 用構造等確認」という。)」に、「1万3,000円」 を「1万4,000円」に、「3万9,000円」を「4万 円」に改め、同号イ中「住宅の品質確保の促進等 に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評 価(以下「住宅性能評価」という。)を受けた場 合」を「長期使用構造等確認を受けていない場合」 に、「1万6,000円」を「4万9,000円」に、「5 万3,000円」を「11万5,000円」に、「8万5,000円」 を「18万3,000円」に改め、同号ウを削り、同欄第 2号中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」 に、「17万1,000円」を「17万2,000円」に改める。

別表37の項金額の欄第1号中「決定の予定時期」 の次に「及び管理者等の選任の予定時期」を加え、 同欄第2号中「評価機関審査」を「長期使用構造 等確認」に、「住宅性能評価を受けた」を「ア以 外の」に、「1万1,000円」を「2万8,000円」に、 「3万3,000円」を「6万4,000円」に、「5万 4,000円」を「10万3,000円」に改め、同号ウを削 り、同欄第3号中「評価機関審査」を「長期使用 構造等確認」に、「4万1,000円」を「4万2,000円」 に、「9万5,000円」を「9万6,000円」に改める。

別表40の項金額の欄第1号中「評価機関審査」 を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住 宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下「評価機関審査」という。)」に改める。

#### 附則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。 以上、議案第2号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照 表を添付してございますので、ご高覧賜りますよ うお願い申し上げます。

**〇議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

O14番(大物 翔君) 素朴な疑問、この条例のいい悪いではなくて、これに絡まってきて素朴に前から疑問に思っておったことがあったので、分かる範囲で答えていただけたらなと思うのですけれども、低炭素住宅だとか長期の優良住宅だとかをどんどん普及させていこうという国としての考え方があるわけなのですけれども、この条例に該当していく住宅、建造物を施工できる業者さんというのは今地元に残っているのかなというのが心配になったのです。

何でそんなことを言うかというと、住宅から比べたらはるかに複雑な構造物なのですけれども、今後志管内は役場庁舎の建て替えだとかをあちこちでなさっていると思うのです。完成したところもあるのですけれども、やっぱりその中では国の基準に基づいて有利な建設補助が受けられたりするつくりにしていったりしている部分もあるとは思うのですけれども、今度それをやっていくと、地元どころか北海道の業者でも対応できないという、それこそスーパーゼネコンクラスではないと手が出せないようなつくりになっているということを、これは役場庁舎とかの話ですよ、聞くものですから、それよりははるかにシンプルな構造物ではあるのだけれども、今度住宅というものも結

局これに合致するものを造れる業者が地元にもしいなくなってしまっているとすれば、それはそれでちょっと心配だなと思ったので、その辺の現状もどうなっているか、分かる範囲でいいので、お願いします。

**○まちづくり計画課長(庄木淳一君)** 14番、大 物議員の質問にご答弁申し上げます。

低炭素、長期優良住宅を施工する地元業者がいるのかという部分でございますが、本町で受付している確認申請、大半がハウスメーカーと現在なってございます。その中でも長期優良住宅として申請されるというのは僅かでございます。

また、前段の地元の業者でそのような住宅を建設できるのかという部分でございますが、実績としては今現在ございませんので、できる、できないの判断はしかねるということでございます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町手数料徴収条例の 一部を改正する条例案は、原案のとおり可決され

ました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

〇議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第5、認定第1号 令和2年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第2号

令和2年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第5ないし日程第9を一括議題と いたします。

ただいま一括議題となっております認定第1号ないし認定第5号までの認定5件については、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員15名をもって構成する令和2年度余市町各会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、一括議題となっております認定5件に つきましては、議長並びに議会選出の監査委員を 除く議員15名をもって構成する令和2年度余市町 各会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえど も審査、調査のできますことを付け加え、付託申 し上げることに決しました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、本会議終了後301、302号会議室において 本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願い ます。

〇議長(中井寿夫君) 日程第10、報告第1号 令和2年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○財政課長(髙橋伸明君)** ただいま上程されました報告第1号 令和2年度余市町営住宅敷金基金運用状況報告につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度余市町営住宅敷金基金運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定により監査委員の審査に付しておりましたところ、審査意見書の提出がございましたので、これを添付し、本議会にご報告申し上げる次第でございます。以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 令和2年度余市町営住宅敷金基金 運用状況報告について。

地方自治法第241条第5項の規定により、令和2 年度余市町営住宅敷金基金運用状況を次のとおり 報告する。

令和3年11月19日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和2年度余市町営住宅敷金基金運用状況調書。令和3年3月31日現在。前年度末現在高1,486万7,012円。本年度運用状況。入居者敷金48万5,600円につきましては、入居者16名分の敷金でございます。一般会計積立金171円につきましては、預金利子でございます。退去者敷金還付金107万9,560円につきましては、退去者33名分の敷金の還付でございます。一般会計の町営住宅環境整備事業費への運用額ゼロ円。一般会計の町営住宅環境整備事業費への使用額ゼロ円。合計59万3,789円の減。決算年度末現在高1,427万3,223円。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 承認賜りますようお願い申し上げます。

**〇議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 令和2年度余市町営住宅

敷金基金運用状況報告については、報告のとおり 了承されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第11、報告第2号 令和2年度余市町災害見舞金基金運用状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇財政課長(髙橋伸明君) ただいま上程されま した報告第2号 令和2年度余市町災害見舞金基 金運用状況報告につきまして、提案理由をご説明 申し上げます。

令和2年度余市町災害見舞金基金運用状況につきましては、地方自治法第241条第5項の規定により監査委員の審査に付しておりましたところ、審査意見書の提出がございましたので、これを添付し、本議会にご報告申し上げる次第でございます。以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 令和2年度余市町災害見舞金基金 運用状況報告について。

地方自治法第241条第5項の規定により、令和2 年度余市町災害見舞金基金運用状況を次のとおり 報告する。

令和3年11月19日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。

令和2年度余市町災害見舞金基金運用状況調書。令和3年3月31日現在。前年度末現在高500万476円。本年度運用状況。一般会計積立金49円につきましては、預金利子でございます。災害見舞金支給額ゼロ円。一般会計への運用額ゼロ円。合計49円。決算年度末現在高500万525円。

以上、報告第2号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 令和2年度余市町災害見 舞金基金運用状況報告については、報告のとおり 了承されました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第12、議案の訂正に ついてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

**〇水道課長(照井芳明君)** ただいま上程されました議案の訂正につきまして、訂正理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和3年第3回定例会に提出いたしました認定第1号 令和2年度余市町水道事業会計決算書につきまして誤植があり、議案の訂正をお願い申し上げるものでございます。

以下、議案の訂正について朗読いたします。 2枚目をご覧願います。議案の訂正について。 件名、認定第1号 令和2年度余市町水道事業

会計決算認定について。

令和3年9月13日提出いたしました上記議案を

次の理由により、別紙のとおり訂正いたしたいので、余市町議会会議規則第19条第2項の規定により請求します。

理由、令和2年度余市町水道事業会計決算書に 誤植があり、別紙のとおり訂正しようとするもの であります。

令和3年11月15日。

余市町議会議長、中井寿夫殿。

余市町長、齊藤啓輔。

なお、別紙につきましてはご高覧賜りますよう お願い申し上げます。

以上、議案の訂正につきましてご説明申し上げましたので、ご許可賜りますよう特段のご理解をお願い申し上げます。

**○議長(中井寿夫君)** 訂正理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の訂正については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については、許可すること に決定いたしました。

なお、令和2年度余市町水道事業会計決算特別 委員会は、訂正後の内容で審査願います。

○議長(中井寿夫君) 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て 終了いたしました。 よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第6回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時14分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、 その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長	3番	中	井	寿	夫
余市町議会議員	2番	吉	田		豊
余市町議会議員	4番	藤	野	博	三
余市町議会議員	5番	内	海	博	_